

鳥取県	淀江地区
作成年月	令和3年11月

農用地利用集積促進土地改良整備計画書

淀江地区

令和 3年 11月1日

鳥取県

第1章 概要

1. 農用地利用集積促進土地改良整備計画総括表												
都道府県名	所在地	地区名	地区面積(ha)	地域区分	担 当 部 課 名							
鳥取県	米子市淀江町淀江外	淀江	42.9	平地農業地域	鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課							
地勢及び社会 経済条件	本地区は鳥取県米子市の東部に位置し、天井川と昭和用水を取水源とする日本海沿岸部に広がる標高3.0m程度の沖積平野である。地区の東西を走る山陰道により南北に隔てられており、北東側は住宅街に接している。			農用地の整備状況	淀江地区の農地は10a程度の小区画で、農業用道路は狭小かつ未舗装、水路は一部に土水路が残っている。							
営農状況	本地区は古くから水稲単作地域であり、高齢化・兼業化が進行するなか、4名の認定農業者が離農者から個別に依頼される形で多くの農地を借り受けている。ただ、10aの狭小区画が地区内外に点在しており営農効率が極めて悪く、これ以上の集積・作業の受託が困難となったため、生産性・収益性の向上を目的としたほ場整備を要望している。											
地区設定理由	本地区は米子市淀江に位置し北は日本海、南東に国立公園大山を控えた水田地帯である。本地区は昭和初期までに整備された10a規模の狭小区画であり、J R山陰本線と2級河川（西側：宇田川、南側：天井川）で囲まれた地形的及び水利用に一体性を有する範囲を受益とした。			非農用地の概要	該当なし							
農業構造の再編目標	現 況				目 標							
	農業就業者の高齢化等による担い手不足や農産物の輸入増加による競争力低下といった問題に直面しており、意欲ある担い手への農地の更なる集積・集約や地域が一体となった保全・活用などが求められているが、狭小区画が集積・集約の促進を阻害している。 また、地区の西側を流れる宇田川は豪雨時の氾濫リスクが高く、本地区のほ場は排水路（大洞川）で生ずるバックウォーターでしばしば湛水するため、水稲以外の作物への転換が困難な状況。				本事業を契機に一般社団法人を設立し、農地中間管理機構を介して集積する。法人は営農を希望する認定農業者及び小規模農家と特定作業受委託契約を結び農地利用の調整役を担うことで、将来にわたり地域の農業を維持・発展させるための基盤を確立する。 ほ場の大区画化を契機に大型機械による営農の効率化や整地工（盤上げ）及び暗渠排水整備により畑作物（タマネギ、小豆）を導入し、収益性の向上を図ることで農業の競争力強化を実現する。							
農用地の流動化計画及び経営体育成計画並びにほ場整備計画	項目	農用地面積 (ha) ①	担い手の経営面積 (ha) ②	同左シェア (%) ②÷①	認定農業者数			全農家に占める 認定農業者の割合	備 考			
	現況	39.3	22.2	56.4	4	当該地区(対象事業完了時)		50%	目標年度：令和9年度			
	対象事業完了時	39.3	34.8	88.5	1(4)	市町村平均		2.3%	事業完了時には法人が認定農業者となる。 また現況の認定農業者4名は法人の構成員となり、継続して本地区内で営農（特定作業委託）を行う。			
	目標	39.3	34.8	88.5	1(4)							
	集積方法(目標)	計(ha)		担い手農家	農業生産法人 (一般社団法人)	生産組織	集落営農	ほ場整備計画	項目	現況(ha)	目標(ha)	ほ場整備の手法
	自己所有地	0			0				大区画		38.9	区画整理
	賃借権設定	34.8			34.8				標準区画		0.4	区画整理
経営受託	0			0			小区画(労働集約型)		39.3			
基幹作業受託	0			0			未整備(小区画含む)					
計(ha)	34.8			34.8			計		39.3	39.3		
農業生産基盤及び農村生活環境の整備目標並びに対応する事業管理計画	①農業競争力強化農地整備事業 (淀江地区) 区画整理A=39.3ha (R4年~R9年)											

2. 農業経営の変化と農業農村整備の展望

	現 況(令和3年)	目 標(令和9年)
経営形態	<p>個別経営 46戸</p> <p>経営規模別農家数</p> <p>0.5未満 …36 0.5~1.0 …4 1.0~1.5 …1 1.5~2.0 …1 2.0~2.5 …0 2.5~3.0 …0 3.0以上 …4</p> <p>委託 …0</p> <p>河川の氾濫リスク等から水稲以外の作付けが難しい本地区では、認定農業者を中心に離農する農家の土地を集積してきたが、小区画の分散作圃状態により頭打ちの状況。</p>	<p>一般社団法人 設立、経営面積34.8ha</p> <p>↓</p> <p>地区内農地34.8haに中間管理権を設定し、法人が借り受ける。 法人と認定農業者、耕作者(将来的には新規就農者)は特定作業委託契約を締結し、高齢農家のリタイア時等には速やかに法人が次の耕作者を調整。 法人は一部直接経営を行い、畑作物の収益により事業完了時には法人自体が認定農業者となる。</p> <p>作物 水稲、たまねぎ、小豆</p> <p>・個別経営 1戸 経営面積4.5ha 作物 水稲</p>
経営状況	<p>第2種兼業農家が大半を占める 農業従事者の高齢化が進行 ⇒ 中身の乏しい抜け殻状態 農業に対する暗い現状認識</p> <p>小規模な経営面積(平均0.9ha)かつ水稲以外の作付けが困難 農地の分散錯圃 ⇒ 低い生産性 農業機械及び器具の個別保有⇒ 過剰投資</p>	<p>農用地利用性の向上 機械・施設の効率的利用</p> <p>特産品の栽培 ⇒ 収益性の高い畑作物(たまねぎ)の生産 ⇒ 和菓子用小豆の契約栽培(高付加価値農業)</p>
生産基盤の状況	<p>区画形状…小区画 農道 …幅員1.5m~3.0m、未舗装 ⇒ 大型機械の活用が困難 用排水路 …開水路(二次製品、土水路) ⇒ 維持管理労力が大 用水源 …河川水、自然水 ⇒ 用水不足が頻発し、水管理労力が大</p>	<p>区画形状…大区画 農道 …幅員2.5m~5.0m ⇒ 大型農機の活用 用排水路…管水路 ⇒ 維持管理の省力化 用水源 …河川水、自然水、排水の反復利用 ⇒ 用水不足の解消 暗渠排水39.3ha ⇒ 農地の汎用化、地耐力向上</p>
整備水準	<p>ほ場及び農道…小型機械体系のみ可能 用排水路 …老朽化による維持管理負担大 道路 …路肩損傷による幅員減少</p>	<p>区画整理・・・大区画 ⇒ 大型機械体系可能 用排水路・・・管路化による負担軽減、揚水機場新設による負担増 暗渠排水施設の整備・・・排水性向上で畑作物の導入・輪作が可能 道路・・・拡幅及び舗装により大型機械の活用可能</p>

2. 担い手等の見通し

(1) 担い手の見通し

① 農家数及び経営規模

	専業		第一種兼業		第二種兼業		計	
	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模	戸数	標準経営規模
現況 (R3)	6	ha/戸 (12.60) 2.42	5	ha/戸 (5.62) 2.19	35	ha/戸 (0.87) 0.4	46	ha/戸 (2.70) 0.82
目標 (R9)	2	ha/戸 39.3		ha/戸		ha/戸		ha/戸

(注) 上段 () は、地区外の経営面積もカウントした標準経営規模である。

(注) 法人は専業農家にカウントする。

② 担い手の見通し

担い手農家戸数		農業生産法人数 (一般社団法人)		生産組織数		集落営農数		その他 (経営受託)		計	
現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標	現況	目標
3	0	1	1							4	1

(2) 担い手農家の概要

農業者名	年齢	後継者の有無	認定農業者			経営等農用地面積 (ha)																					
			認定状況	認定年月	経営類型	基準面積 (ha)	現況											対象事業完了時(上段)・目標(下段)									
							計	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地		計	所有耕地		賃借権等設定地		基幹3作業受託地								
								地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外		地区内	地区外	地区内	地区外	地区内	地区外							
	67	○	○	R2.7	複合経営	25.0	9.7	15.3	0.4	1.2	3.5	11.1	5.8	3.0	15.3	15.3	-	15.3	-	1.2	1.2	-	11.1	11.1	-	3.0	3.0
	48	○	○	H30.6	水稲	23.4	8.0	15.4	0.5	0.2	7.5	15.2			15.4	15.4	-	15.4	-	0.2	0.2	-	15.2	15.2	-		
	42	○	○	R2.1	稲作 果樹 豆類	32.0	0.6	31.4	0.3	3.8	0.3	27.6			31.4	31.4	-	31.4	-	3.8	3.8	-	27.6	27.6	-		
計						80.4	18.3	62.1	1.2	5.2	11.3	53.9	5.8	3.0	62.1	62.1		62.1		5.2	5.2		53.9	53.9		3.0	3.0

- (注) 1. 経営等農用地面積とは、基幹ほ場3作業以上の受託作業を含む面積で所有、権利(利用権を含む)設定、受託面積の合計面積とする。(以下同じ。)
 2. 経営等農用地面積は、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2200号農村振興局長通知)(以下「要領」という。)による算定方法に基づくものである。
 3. 基幹3作業受託地(面積)とは、基幹ほ場3作業(機械利用による耕起、田植等及び収穫作業をいう。)以上を受託しているものとする。(以下同じ。)
 4. 対象事業完了時の欄には、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領・要領で定義する要件を備えた担い手に係る面積であって、対象事業完了時の数値を記入する。(以下同じ。)
 5. 認定農業者の経営類型の欄には、1. 市町村が定めた農業構造改善目標の原型番号を記入する。(以下同じ。)

(3) 農業生産法人・生産組織の概要

① 農業生産法人

農業生産法人名	設立年月	認定農業者				参加農家戸数			常時従事者数			経営等農用地面積 (ha)			うち基幹3作業受託面積 (ha)			常時従事者1人当たり経営等農用地面積 (ha)		
		認定状況	認定年月	経営類型	基準面積 (ha)	現況	対象事業完了時	目標	現況	対象事業完了時	目標	現況	対象事業完了時	目標	現況	対象事業完了時	目標	現況	対象事業完了時	目標
	H29.5	○	H30.4	露地野菜 稲作		1	1	1	7	7	7	13.7	10.0	10.0				1.96	1.43	1.43
	R4.3予定						15	15		2	2		34.8	34.8					17.4	17.4
計						1	16	16	7	9	9	13.7	44.8	44.8				17.4	17.4	